

第6章 基本的な施策



1 リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進

(1) 3つのRの促進に関する普及啓発

循環型社会の実現に向けて優先すべきことは、リフューズ・リデュース・リユースの3つのRの推進により、不用物を出さないことです。

3つのRを推進するためには、市民一人ひとり、事業者一社一社が不用なものを出さないライフスタイルや事業活動に転換する必要があります。

このような、市民や事業者の行動が習慣として定着するよう、次のような普及啓発に努めます。

また、市民がマイバッグを持参して、レジ袋を断ることが習慣化されるよう、引き続き、マイバッグキャンペーン推進強化月間に市民等へ普及啓発を行います。

- 3つのRを実践する意義と必要性
- 過剰包装の抑制
- 再利用できる商品の利用
- リユースの手法に関する普及啓発
- マイバッグ持参の普及啓発

写真6-1

マイバッグキャンペーンポスター



(2) 食品ロス削減推進計画の施策の推進

第9章に策定する食品ロス削減推進計画に基づき、フードドライブ等の施策を推進します。

- 食品ロス削減推進計画の施策の推進

(3) 製造・販売事業者への要請

市民が3つのRに取り組むためには、実践できる環境の整備が不可欠です。市民がリユースに取り組めるよう、販売事業者に対して再使用容器を使った製品を取り扱うよう働きかけ、販売事業者による取組を市民に周知します。

製造事業者に対しては、寿命の長い製品や製品の修理体制の拡充など、簡単にごみにならない製品の開発などについて、国や都を通じて要請していきます。

- 再使用容器などの利用の促進
- 市民に対する販売事業者の取組の周知
- 国や都を通じた製造事業者への要請

(4) 家庭ごみ有料化の適正な運用

令和4年10月から実施している家庭ごみ有料化を適正に運用し、ごみの減量効果の検証及び課題の整理を行います。

また、令和7年度稼働予定の(仮称)新ごみ焼却施設については、周辺地域や環境に配慮するため、改修前の処理能力(360t/日)よりもコンパクトな規模(236t/日)となります。

なお、ごみ焼却施設の整備期間中は、小平・村山・大和衛生組合におけるごみの処理能力が低下することから、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」に基づき、令和3年度以降、小平・村山・大和衛生組合と西多摩衛生組合との間で「可燃ごみ焼却処理等委託契約」を締結し、西多摩衛生組合において可燃ごみの一部の受け入れ及び処理を行っていることを踏まえ、支援先の住民の理解を得るため、更なるごみの減量化に努めます。

● 家庭ごみ有料化に係るごみの減量効果及び課題の検討

2 リサイクル（資源化）の推進

(1) 分別の周知

3つのRを実践した上で排出された不用物については、できるだけリサイクルをする必要があります。リサイクルの基本は市民による分別のため、分別方法やリサイクルの重要性についての普及啓発に努めます。

- リサイクルの必要性
- 分別区分
- 排出方法
- リサイクルされたものの再利用方法や効果

写真 6－2 ごみ分別辞典



(2) 資源回収の拡充

集団回収は、住民団体と資源回収業者の民間取引によるリサイクルで、市の資源回収と比べてコストがかからない理想的なリサイクルです。集団回収を推進するため、資源回収奨励金制度の内容を周知し、拡充に努めます。

資源回収奨励金制度については、年々、登録団体数が減少していることから、令和3年度に登録団体の要件を20世帯以上から5世帯以上に緩和していますが、資源回収量については減少傾向にあり、特に紙類の回収量が減少しています。

経済性や効果を考慮しながら、新たな資源回収品目や回収方法などについて検討します。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、製品プラスチックの資源化についての検討を進めます。

- 資源回収奨励金制度のあり方の検討
- 拠点回収の拡充
- 資源化品目の拡大
- 事業者と連携した使用済小型電子機器資源化の推進
- 製品プラスチックの資源化の検討

写真 6－3

使用済小型電子機器等回収ボックス



(3) 排出事業者への要請

事業活動から排出されたごみの処理責任は排出事業者にあるため、事業者に対して自主的なリサイクルへの取組を要請します。

大規模事業所については、再利用に関する計画書の作成・提出を要請します。

- 事業系廃棄物の排出状況の把握
- 大規模事業所への指導

(4) 販売事業者への要請

販売事業者に対しては、自ら販売したもののリサイクルに責任を持ち、店頭回収により自らリサイクルすることを要請します。

- 店頭回収の要請

(5) 再生品の利用の促進

資源となるものを集めるだけではなく、集めた資源を再び使うことでリサイクルの環が完成します。そのためには、再生品の需要を高める必要があるため、再生品を利用する意義についての普及啓発や、再生品を取り扱うよう販売事業者に要請します。

- 再生品を利用する意義や販売店に関する情報の提供
- 再生品を取り扱うよう販売事業者への啓発

(6) 資源物抜取り防止

排出場所等に排出された資源物が持ち去られないよう、パトロールなどの対策を強化します。

- パトロールの強化
- 警察との連携

3 適正処理の推進

(1) 適正排出の推進

ごみを適正に処理するためには、決められたルールに従って排出することが基本になります。排出ルールが守られていないごみへの警告シールの貼付、排出場所等における排出指導などに取り組みます。

また、集合住宅の管理者に対する集積所の管理の徹底や排出指導などに取り組むとともに、看板や防護ネットの設置等により排出場所等の美化に取り組みます。

- 廃棄物減量等推進員による指導
- 収集現場での警告シールの貼付
- 排出場所等における排出指導
- 排出場所等の美化
- 集合住宅の管理者に対する集積所の管理の徹底や排出指導

(2) 事業系ごみの適正排出の徹底

事業活動に伴って排出されたごみ・資源の処理責任は排出事業者にあるため、日量10kg以上を排出する事業者に対し、一般廃棄物処理業者への委託を指導します。

市の収集に排出している事業者に対しては、指定収集袋による排出など、排出ルールを徹底します。

事業系ごみを小平・村山・大和衛生組合に直接持ち込む際の手数料については、同じ施設を使用している3市で統一するなどの検討を行います。

- 一般廃棄物処理業者への委託の促進
- 指定収集袋での排出徹底
- 事業系ごみを小平・村山・大和衛生組合に直接持ち込む際の手数料の統一の検討
- 小平・村山・大和衛生組合と連携した搬入物調査の実施

写真6-4 事業系指定収集袋



(3) 適正な収集体制の維持

公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、排出されたごみ・資源については現状の収集体制を基本として、安定的・効率的に収集できる体制を維持し、社会情勢の変化に対応する収集方式について検討します。

収集車の排気ガスなどによる市民への影響を最小限にするため、車両の適正管理を委託業者に要請し、低公害車の導入について協議します。

- 高齢者・障がい者世帯のごみ収集の検討
- 戸別収集の適正な運用
- 委託業者への要請

(4) 処理困難物への対応

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、家庭から排出されるパソコンなど、法律で事業者による回収が義務付けられている品目や、オートバイや携帯電話など事業者が自主的に回収している品目については、事業者への引渡しを周知します。

その他、市で処理ができない廃棄物については処理ルートを紹介します。

ガスボンベ、塗料などの処理困難物については、適正な処理ができるシステムを構築するよう、国や都を通じて製造事業者へ要請します。

- 事業者による回収の周知
- 市で収集しない廃棄物の処理ルートの紹介
- 国や都を通じた要請

(5) 不法投棄対策

不法投棄を減らすために市民・事業者への意識啓発をするとともに、不法投棄を減らすための対策について検討します。

- 市民・事業者への意識啓発
- 不法投棄対策の検討

写真 6－5 不法投棄防止の看板



(6) (仮称) 新ごみ焼却施設の整備

「(仮称)新ごみ焼却施設」については、令和7年度の稼働を目指し、現在、工事を進めている状況です。新たに建設する新ごみ焼却施設は、施設の周辺地域や環境に配慮するため、改修前の処理能力(360t/日)よりもコンパクトな規模(236t/日)となります。

また、余熱を利用した発電設備を設置し、十分な緑地を整備するなど、環境に配慮した施設整備を行います。

- 施設規模の適正化
- 余熱利用設備の設置
- 環境への配慮

表6-1 小平・村山・大和衛生組合(仮称)新ごみ焼却施設の概要

区 分	内 容
施設種類	エネルギー回収型廃棄物処理施設
施設の名称	(仮称)新ごみ焼却施設
処理能力	236t/日
設置予定地	小平市中島町2番1号
整備年度	令和2年度～令和7年度

(7) リサイクル施設の検討

びん・缶など3市が共同で資源化をしない品目については、リサイクル施設の整備について検討します。

- リサイクル施設の検討

(8) 最終処分量の削減

小平・村山・大和衛生組合の焼却灰は、多摩25市1町で構成している東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)に搬入しています。搬入した焼却灰は、エコセメントの原料として全量再利用し、現在のところ埋立処理は行っていません。

また、破碎不燃物の搬入については、平成29年度まで埋立処理を行っていましたが、処分場の延命化及び周辺環境への影響を考慮し、平成30年度からは、民間処理施設において全量リサイクルを行っています。

- 不燃残さ埋立ゼロの継続
- 東京たま広域資源循環組合への搬入量の削減

(9) 災害時の対応

平常時のみならず、大規模災害時にも市民の生活環境をできる限り維持するため、本市の地域防災計画を踏まえ、災害廃棄物処理計画の策定や廃棄物収集運搬事業者・処理業者と協定を締結するなど、廃棄物の適正な収集運搬・処理体制を整備します。

- 災害廃棄物処理計画の見直し
- 民間事業者との連携
- 都・他自治体との連携

4 市民・事業者・市の協働

(1) 普及啓発手法の活用

本市には様々なライフスタイルの市民が生活していることから、4Rや適正処理についての情報を伝達していくため、情報の内容や対象者に応じた手法を活用します。また、外国人人口は増加傾向にあるため、外国人向けのパンフレットなどを作成します。

- ごみ情報誌
- 市報
- X（旧ツイッター）
- ホームページ
- ごみ分別アプリ
- フェイスブック
- LINE
- イベント

写真6-6 ごみ情報誌



写真6-7 ごみ分別アプリ



(2) 市民・事業者・市の双方向の情報交換

循環型社会を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの責任を自覚し、3者が連携して役割を果たすことが重要です。そのためには、市から市民・事業者に対して一方的に情報を提供するのではなく、双方向の情報交換が必要です。市は、様々な機会を捉えて、市民・事業者との双方向の情報交換を行います。

- 廃棄物減量等推進審議会の運営
- 廃棄物減量等推進員との意見交換
- 市民・事業者とのネットワークづくりの検討

(3) 環境教育・学習の実施

循環型社会の実現に向けた意識の向上を図るため、市民に対して対象に応じた様々な環境教育や環境学習の場を提供します。

- 小学校4年生を対象とした副読本の作成
- 出前講座
- 環境フェスタの実施
- 環境学習プログラムの充実に向けた調査研究
- 体験学習の要素を取り入れた環境学習プログラムの検討
- 環境啓発機能(プラザ機能)の検討

写真 6－8 副読本表紙



写真 6－9 環境フェスタ風景



(4) 国・都・他自治体などとの連携

国単位での対応が必要な施策や本市のみでは対応が困難な課題について、国・都・他自治体と連携して対応します。

製造・販売事業者に対しては、リサイクルや処理が容易な製品の販売、修理体制の拡充、廃製品の自主回収など、拡大生産者責任に基づく取組を、国や都を通じて要請します。

- 小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合との連携
- 国や都、他自治体との連携
- 国や都を通じた事業者への要請

(5) 市での率先的な取組

市民や事業者に対して、ライフスタイルや事業活動の転換を働きかけるためにも、率先して職員のマイボトルやマイ箸の持参、庁内における資源分別などの4Rに取り組むとともに、リサイクルの環を完成させるため、再生品の積極的な利用に取り組めます。

- 4Rの率先した取組
- 再生品の積極的な利用